

業務負担軽減委員会計画 看護部(2024年度)

看護部目標 『医療従事者の負担軽減・働き方改革の推進』

行動目標	現状	具体的な取り組み	評価指数	数値目標	評価	評価 ランク
看護師長の時間外労働時間の短縮	2023年度の看護師全体の月平均時間外労働時間は、看護師1人当たり2時間30分であったが、看護師長では7時間22分となっている。理由として、ベットコントロール担当時の朝ミーティングへの参加、平日夜間休日の救急患者受け入れ待機時間、様式9記載を含む勤務表関連が主な要因となっている。	1.ベットコントロール師長の勤務時間を現行の8:00~17:00(8:00~8:30は時間外労働時間でカウント)→8:00~16:30とし、看護部夕ミーティング時間を調整する。 2. 夜勤勤務を行っていない看護師長の救急患者受け入れ待機が現在5回/月程度→夜勤の少ないスタッフにも待機を分散し、看護師長の待機を4回以内/月とする。 3. 電子カルテと様式9が連動されておらずアナログの形態となっている→本年度、様式9と連動したシステムを導入予定である。	看護師長の月平均時間外労働時間	前年度より10%減(6:37)	1.ミーティング時間を調整した 2.看護師長の長期研修等もあり4回/月以内とはなっていない。今後再調整していく 3.SFC看護職員勤務予定作成システムが導入され、様式9の確認業務が減少傾向である	A
研修時間の支援	院内での学習機会が少ないために、外部研修参加者に対して、“研修扱い”としている(有給との差別化)。しかし、オンライン等の長期研修等に関して、eラーニングの際の自宅学習時間は自身の休暇等の活用に頼っている状況となっている。	1.研修参加者の必須eラーニングの時間数の約半分を研修扱いとし、学習機会を支援する。	研修参加者の必須eラーニングの時間数の調査	実際の研修参加者のeラーニング時間数÷2=研修日	目標達成中	S
有給休暇の20日以上取得確保を支援する	自施設では例年20以上の有給休暇を取得している。それらによる看護師の応募もあることから看護部の大きな強みとなっている。	1. 3カ月ごとの有給取得状況を調査し、取得の少ないスタッフに関して師長に指導と共有し、維持・増進する。 2. 待機明看護師の有給休暇の推進を行う。	看護師1人当たりの有給取得日数	20日以上	1.11月現在の看護職員の平均有給取得日数12.3日、師長と情報を共有している 2.待機看護師は夜間の呼び出し時間に応じて有給としている	A